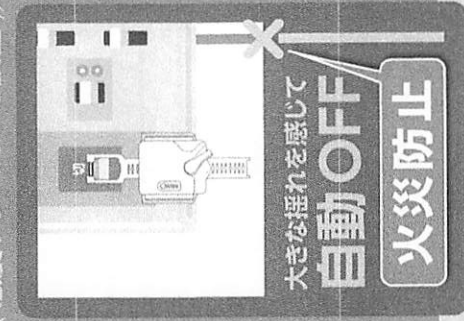


感震ブレーカーの設置で 地震による火災を防ぎましょう

感震ブレーカーを設置



横浜市 設置サポート

横浜市のみなさんは **補助** があります！

重点対策地域は **全額補助**！それ以外の地域は **一部補助** します！

神奈川区、西区、中区、南区、磯子区の一部

Step1 自宅の「分電盤」を確認
3ページでご確認！

Step2 感震ブレーカー
を選ぶ

Step3 電子申請で申し込み 5分で完了！
(郵送・FAX・E-mailでもお申し込み可能です)



申請期間 令和8年6月1日～令和9年1月31日(消印有効) ※予算に達し次第、早期に終了となります。申請はお早めに！

必ず折の線に沿って
折の込みをしっかりと。

11708790

東京都豊島区東池袋4-5-2 マックスコーナビル6F
横浜市感震ブレーカー等設置推進事業
受託事業者
株式会社アイネット行

電話受付専用
受付番号 6998
受付時間 月～土 11時～20時
(土・日・休)

氏名	姓	名
住所	〒	
申請者	氏名	

↑ 折り線①

↓ 折の線③

↑ 折の線④

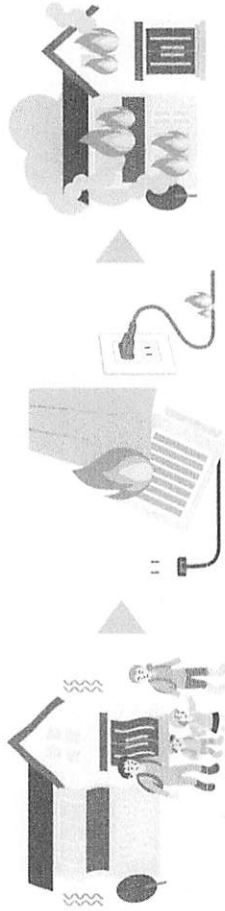
↓ 折り線②

最後にセロテープでここをしっかり止めてください。

なぜ感震ブレーカーが必要？

通電火災とは

- 停電から電気が復旧することによって発生する火災
- 電気ストーブ、アイロン等の電源が入ったまま再通電したことにより、接していた可燃物から出火
- 電気配線が損傷した状態で通電し、火花が発生し出火



① 地震発生 ② 停電・避難

③ 電気の復旧 ④ 出火

⑤ 火災発生

Point 地震火災の6割以上は「電気」が原因*です。



* 出火原因が明らかになったもの。[久米町地震時の電気心臓の発生抑制に関する報告]を参照。
※ 一般的なアンペア・ブレーカーや漏電遮断器とは異なります。

Point 感震ブレーカーの動画をチェックしましょう

感震ブレーカーの必要性を、動画で学ぶことができます。
(出典：総務省消防庁)



https://www.youtube.com/watch?v=7N7_LBhVH6s

そこで

地震火災の発生を抑えるために、「感震ブレーカー」を設置し、大切な命と住まいを守りましょう。

「感震ブレーカー」は地震の大きな揺れを感じて電気を自動で遮断する機器で、地震の際の電気火災の発生を抑制する効果があります。

横浜市の制度を Check!

第1号様式 (要綱第4条関係)

管理番号

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業

利用申請書

年 月 日

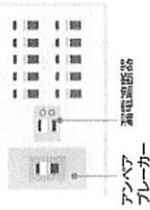
(申請先)
横浜市長

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業について、下記の同意事項に同意し、次のとおり申請します。

申請者 (世帯主)	(フリガナ)	
住所	〒	建物名、部屋番号等記入をお願いします。
電話番号	日中、連絡が取れる番号をお書きください	FAX 番号 メールアドレス <small>※お持ちの方のみ</small>
希望する感震ブレーカー (いずれか1つ、希望する製品に✓を入れてください) ※重点対策地域の方は無償		
<input type="checkbox"/> ヤモリ・・・・・・・・・・1,800円 <input type="checkbox"/> zen 断+ (プラス)・・・・・・3,500円 <input type="checkbox"/> ヤモリ・デ・セット・・・・4,400円 <input type="checkbox"/> coco 断・・・・・・・・・・5,800円 <input type="checkbox"/> スイッチ断ポールⅢ・・・・2,000円		
取付代行の希望 (coco 断は配送のみです。)		
<input type="checkbox"/> 希望しない (配送) <input type="checkbox"/> 希望する (要件あり。希望する場合は以下に✓を入れてください) 私の世帯は、同居者全員が、次のいずれかで構成されています。 <input type="checkbox"/> 65歳以上 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳の交付を受けている <input type="checkbox"/> 愛の手帳 (療育手帳) の交付を受けている <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている <input type="checkbox"/> 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている <input type="checkbox"/> 中学生以下		
取付希望日 (取付代行を希望の方)	採函日：送付日より30日後以降	日 (令和8年12月29日～令和9年1月3日を除く)
同意事項 (同意の上、「はい」に○を付けてください。) → はい		
<input type="checkbox"/> 配送後の感震ブレーカーの返品や返金、また、転売や流用はいたしません。 <input type="checkbox"/> 横浜市で実施している感震ブレーカーの補助や助成事業を過去に利用していません。 <input type="checkbox"/> 感震ブレーカーの取付時に、照明器具の消灯・電子機器や家具類が一時的に停電することに同意します。 <input type="checkbox"/> 分電盤の経年劣化が原因の故障や不具合については、修理・対応が行われないことに同意します。 <input type="checkbox"/> 生命の維持に直結するような医療用機器等を設置していません (停電に備えたバッテリーを備えています)。 <input type="checkbox"/> 現状回復義務の必要性等から、貸主等との相談や了承を得ています (賃貸にお住まいの方のみ)。 <input type="checkbox"/> 当該制度を適正に履行できない場合は、器具を返還します。		

Step1 自宅の「分電盤」を確認する

分電盤



- 感震ブレーカーがすでに設置されていないか？
- 分電盤にブレーカースイッチが見えなくなる蓋が付いているか？
- 漏電遮断器が付いているか？
- ブレーカースイッチの周辺にスペースがあるかどうか？

Step2 感震ブレーカーを選ぶ

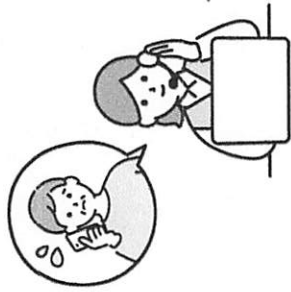
選ぶのにお困りの際は、
お気軽にお問い合わせください。

地震は365日対応コールセンター **0120-480-002**
(受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分)

メール **yokohama_jshintaisaku@ivisit.co.jp**

FAX **03-6627-9989**

分電盤の写真をメールでお送りいただければ、
より詳しくご案内が可能です。



ブレーカーを切ることで、家全体の 通電を遮断するタイプ

感震ブレーカーに接続した機器 のみの通電を遮断するタイプ

タイプ	製品	写真	正面からの寸法(mm)	メーカー名(問合せ先)	重点対策地域	重点対策地域以外	取付方	遮断までの期間	注
スイッチ遮断ポールⅢ	zen断+(プラス)		縦 60×横 50×奥行 33	(株)エヌ・アイ・ピー TEL: 03-3823-6220	無償	無償	製品裏面の両面テープの剥離紙をはがし、製品をコンセントに差し込み、アース線を接続する。または3端子コンセントに差し込み、本体のLEDランプ(青)の点灯により正常作動の確認ができる。	揺れを感知した直後～3分後(30秒毎に設定)	<ul style="list-style-type: none"> ・定格感電流30mA以下である感震ブレーカーが付けられている分電盤のみに作動する ・アース線の接続又は3端子コンセントに差し込みが必要 ・アース線(緑・ピン)は別形式であり、取付時に選択が可能
ヤモリ	ヤモリ・デ・セット		感震部：幅 90×縦 150×奥行 55 バンド部：幅 55×長さ 150×奥行 16 ワイヤー長：480	(株)リソテック 21 TEL: 03-5798-7801	無償	無償	器具付属のバンドをスイッチに引っかけて固定する。器具在中の両面テープで、分電盤の外に貼り付ける。	揺れを感知した直後	<ul style="list-style-type: none"> ・感震部が検知しないように設置 ・付属バンドで位置を調整 ・ふた付きの分電盤の場合「ヤモリ・デ・セット」をご使用ください。
スリット遮断ポールⅢ	coco断		縦 97.7×横 55.2×奥行 32.7	日本防災システム株式会社 TEL: 047-334-0181	無償	無償	製品裏面の両面テープの剥離紙をはがし、製品の中心に差し込み、本体のLEDランプ(青)の点灯により正常作動の確認ができる。	揺れを感知した直後	<ul style="list-style-type: none"> ・延長コードや単上電線タップには取付不可 ・本製品に接続された電気機器のみの通電を遮断するため、電全体の通電の遮断はできない。 接続機器の例： 電気ストーブ、ベントヒーター、こたつ等
スイッチ遮断ポールⅢ	zen断+(プラス)		縦 58×横 34×奥行 28	(株)エヌ・アイ・ピー TEL: 03-3823-6220	無償	無償	水平器を見ながら位置を調整し、おもり玉を変える。おもり玉が付いたひもを分電盤に貼り付ける。おもり玉が付いたひもにキャップを結び、スイッチにかさめる。	揺れを感知した直後	<ul style="list-style-type: none"> ・分電盤の下におもり玉が落ちるためのエアスペースがあること ・本体を地面と垂直に設置 ・ふた付きの分電盤に対処(ひも部分の隙間は空けておく必要がある)
スリット遮断ポールⅢ	coco断		縦 97.7×横 55.2×奥行 32.7	日本防災システム株式会社 TEL: 047-334-0181	無償	無償	製品裏面の両面テープの剥離紙をはがし、製品の中心に差し込み、本体のLEDランプ(青)の点灯により正常作動の確認ができる。	揺れを感知した直後	<ul style="list-style-type: none"> ・定格感電流30mA以下である感震ブレーカーが付けられている分電盤のみに作動する ・アース線の接続又は3端子コンセントに差し込みが必要 ・アース線(緑・ピン)は別形式であり、取付時に選択が可能
スリット遮断ポールⅢ	coco断		縦 97.7×横 55.2×奥行 32.7	日本防災システム株式会社 TEL: 047-334-0181	無償	無償	製品裏面の両面テープの剥離紙をはがし、製品の中心に差し込み、本体のLEDランプ(青)の点灯により正常作動の確認ができる。	揺れを感知した直後	<ul style="list-style-type: none"> ・定格感電流30mA以下である感震ブレーカーが付けられている分電盤のみに作動する ・アース線の接続又は3端子コンセントに差し込みが必要 ・アース線(緑・ピン)は別形式であり、取付時に選択が可能
スリット遮断ポールⅢ	coco断		縦 97.7×横 55.2×奥行 32.7	日本防災システム株式会社 TEL: 047-334-0181	無償	無償	製品裏面の両面テープの剥離紙をはがし、製品の中心に差し込み、本体のLEDランプ(青)の点灯により正常作動の確認ができる。	揺れを感知した直後	<ul style="list-style-type: none"> ・定格感電流30mA以下である感震ブレーカーが付けられている分電盤のみに作動する ・アース線の接続又は3端子コンセントに差し込みが必要 ・アース線(緑・ピン)は別形式であり、取付時に選択が可能

制度詳細については、横浜市 HP もご覧ください「横浜市感震ブレーカー HP」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/sonae/kanshin.html>



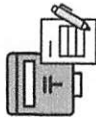
Step 3 申し込み

申し込みからお届けまでの流れ

申込方法

郵送・FAX・E-mail 申込の場合

本紙最終ページの利用申請書に必要項目を記入し、株式会社アイヴィジット(頁下部参照)まで送付します。



電子申請の場合

二次元コードから電子申請フォームにアクセスし、必要項目を入力します。



電子申請
二次元コード

申込

- 申し込みの不備のある場合は、コールセンター(0120-480-002)より確認のご連絡をします。

通常の場合



宅配にて商品到着 (自己負担額は代引)

- 申し込みからお届け(取付け)までに通常1~2か月程度かかります。(器具の在庫状況によっては遅れる可能性があります)
- 取付け後の感震ブレーカーの維持、管理は自己責任でお願いします。
- 器具の送付、または設置後の不具合は各メーカーにお問い合わせください。

取付けご希望の場合 (要件を満たす世帯のみ)



取付けの日程調整 (コールセンターの番号から お電話をさせていただきます。)



取付訪問 (自己負担額は代引)

※ 取付時間は約30分を予定

注意事項

- 配送後、感震ブレーカーの返品や返金はできません。また、配送された感震ブレーカーの流用や販売は絶対に行わないでください。
- 過去に、感震ブレーカーに関する補助や助成事業をご利用頂いた方はお申し込みできません。
- 生命の維持に繋がるような医療用機器等を設置している場合、停電に对应できるバッテリー等を備えてください。
- 取付け後の感震ブレーカーの維持、管理は自己責任でお願いします。
- 賃貸にお住まいの方は原状回復が必要となる場合がありますため、貸主等とご相談のうえ、感震ブレーカーを設置してください。

お問い合わせ先・申込先 ● 横浜市より下記の事業者にご連絡を委託しています。

地震火災対策コールセンター **0120-480-002** (受付時間 平日午前8時30分~午後5時15分)

株式会社アイヴィジット 〒170-0013 東京都豊島区東池袋 4-5-2 ライズアリーナビル 6F
E-mail: yokohama_jishintaisaku@ivisit.co.jp FAX: 03-6627-9989

※ 機器運定にお困りの場合は、上記連絡先にお問い合わせください。

横浜市防災・危機管理統括本部地域防災課 令和8年5月

Check! 横浜市の制度

ご自宅に感震ブレーカーがついていない場合、この機会にぜひ設置をご検討ください。横浜市が器具代金や取付けをサポートします。

全額補助

**重点対策地域の世帯の方は
感震ブレーカーの器具代を
全額補助します**

対象商品 感震ブレーカー (3~4ページの器具)

申請要件 右図の重点対策地域にお住まいの世帯の方

申請者負担額 横浜市が器具代金をすべて負担します。

一部補助

**重点対策地域以外の世帯の
方は感震ブレーカーの器具代を
一部補助します**

対象商品 感震ブレーカー (3~4ページの器具)

申請要件 横浜市内にお住まいの世帯の方

申請者負担額 3~4ページにてご確認ください。
※ 横浜市が、器具代金の一部を補助した後の金額となります。

取付代行

下記の要件を満たす世帯の方のみです。

申請要件

同居者全員が、下記のア~カのいずれかであること

ア. 65歳以上

イ. 身体障害者手帳の交付を受けている

ウ. 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている

エ. 介護障害者保健福祉手帳の交付を受けている

オ. 精神保健法による要介護、又は要支援の認定を受けている

カ. 中学生以下

※ 「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯については「イ~オ」に該当しない限りこの制度の対象となりません。

取付代行件数 2,000件 (先着順)

対象地域



重点対策地域とは?

横浜市では、特に建物が密集しており延焼火災の危険性が高い地域を「重点対策地域」として定め、地震火災対策を重点的に行っています。

重点対策地域一覧

● 神奈川區	● 西区	● 磯子区
旭ヶ丘	千代崎1丁目	大崎5丁目
須賀	千代崎2丁目	大崎6丁目
神大崎1丁目	千代崎3丁目	大崎7丁目
神大崎4丁目	千代崎4丁目	大崎8丁目
栗田台	寺久保	清水ヶ丘
高瀬分町	西竹之丸	中村町1丁目
白鶴上町	西之谷町	中村町2丁目
白鶴中町	初音町1丁目	中村町3丁目
白鶴下町	初音町2丁目	中村町4丁目
白鶴南町	八幡町	伏見町
白鶴西町	西町1丁目	伏見町
白鶴東町	西町2丁目	伏見町
白鶴北町	西町3丁目	伏見町
白鶴南町	西町4丁目	伏見町
白鶴西町	西町5丁目	伏見町
白鶴東町	西町6丁目	伏見町
白鶴北町	西町7丁目	伏見町
白鶴南町	西町8丁目	伏見町
白鶴西町	西町9丁目	伏見町
白鶴東町	西町10丁目	伏見町
白鶴北町	西町11丁目	伏見町
白鶴南町	西町12丁目	伏見町
白鶴西町	西町13丁目	伏見町
白鶴東町	西町14丁目	伏見町
白鶴北町	西町15丁目	伏見町
白鶴南町	西町16丁目	伏見町
白鶴西町	西町17丁目	伏見町
白鶴東町	西町18丁目	伏見町
白鶴北町	西町19丁目	伏見町
白鶴南町	西町20丁目	伏見町
白鶴西町	西町21丁目	伏見町
白鶴東町	西町22丁目	伏見町
白鶴北町	西町23丁目	伏見町
白鶴南町	西町24丁目	伏見町
白鶴西町	西町25丁目	伏見町
白鶴東町	西町26丁目	伏見町
白鶴北町	西町27丁目	伏見町
白鶴南町	西町28丁目	伏見町
白鶴西町	西町29丁目	伏見町
白鶴東町	西町30丁目	伏見町
白鶴北町	西町31丁目	伏見町
白鶴南町	西町32丁目	伏見町
白鶴西町	西町33丁目	伏見町
白鶴東町	西町34丁目	伏見町
白鶴北町	西町35丁目	伏見町
白鶴南町	西町36丁目	伏見町
白鶴西町	西町37丁目	伏見町
白鶴東町	西町38丁目	伏見町
白鶴北町	西町39丁目	伏見町
白鶴南町	西町40丁目	伏見町
白鶴西町	西町41丁目	伏見町
白鶴東町	西町42丁目	伏見町
白鶴北町	西町43丁目	伏見町
白鶴南町	西町44丁目	伏見町
白鶴西町	西町45丁目	伏見町
白鶴東町	西町46丁目	伏見町
白鶴北町	西町47丁目	伏見町
白鶴南町	西町48丁目	伏見町
白鶴西町	西町49丁目	伏見町
白鶴東町	西町50丁目	伏見町
白鶴北町	西町51丁目	伏見町
白鶴南町	西町52丁目	伏見町
白鶴西町	西町53丁目	伏見町
白鶴東町	西町54丁目	伏見町
白鶴北町	西町55丁目	伏見町
白鶴南町	西町56丁目	伏見町
白鶴西町	西町57丁目	伏見町
白鶴東町	西町58丁目	伏見町
白鶴北町	西町59丁目	伏見町
白鶴南町	西町60丁目	伏見町
白鶴西町	西町61丁目	伏見町
白鶴東町	西町62丁目	伏見町
白鶴北町	西町63丁目	伏見町
白鶴南町	西町64丁目	伏見町
白鶴西町	西町65丁目	伏見町
白鶴東町	西町66丁目	伏見町
白鶴北町	西町67丁目	伏見町
白鶴南町	西町68丁目	伏見町
白鶴西町	西町69丁目	伏見町
白鶴東町	西町70丁目	伏見町
白鶴北町	西町71丁目	伏見町
白鶴南町	西町72丁目	伏見町
白鶴西町	西町73丁目	伏見町
白鶴東町	西町74丁目	伏見町
白鶴北町	西町75丁目	伏見町
白鶴南町	西町76丁目	伏見町
白鶴西町	西町77丁目	伏見町
白鶴東町	西町78丁目	伏見町
白鶴北町	西町79丁目	伏見町
白鶴南町	西町80丁目	伏見町
白鶴西町	西町81丁目	伏見町
白鶴東町	西町82丁目	伏見町
白鶴北町	西町83丁目	伏見町
白鶴南町	西町84丁目	伏見町
白鶴西町	西町85丁目	伏見町
白鶴東町	西町86丁目	伏見町
白鶴北町	西町87丁目	伏見町
白鶴南町	西町88丁目	伏見町
白鶴西町	西町89丁目	伏見町
白鶴東町	西町90丁目	伏見町
白鶴北町	西町91丁目	伏見町
白鶴南町	西町92丁目	伏見町
白鶴西町	西町93丁目	伏見町
白鶴東町	西町94丁目	伏見町
白鶴北町	西町95丁目	伏見町
白鶴南町	西町96丁目	伏見町
白鶴西町	西町97丁目	伏見町
白鶴東町	西町98丁目	伏見町
白鶴北町	西町99丁目	伏見町
白鶴南町	西町100丁目	伏見町